

二特集二

インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と 研修カリキュラムの開発に関する研究

—研修カリキュラム立案のための方策とその具体例の検討—

澤田真弓

(教育研修・事業部)

要旨：筆者らは、平成23年度から平成24年度にかけて、「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」に取り組んだ。

本研究では、研修カリキュラム立案のための方策例として、「インクルーシブ教育システムの構築に向けた研修ガイド 多様な学びの場の教育の充実のために—特別支援教育の活用—」(試案)(以下「研修ガイド」と表記する)を取りまとめた。

本稿では、「研修ガイド」作成に至る経過と「研修ガイド」の具体的な研修項目や研修方法について述べる。

見出し語：インクルーシブ教育システム, 専門性, 教員研修, 特別支援教育, 研修ガイド

I. 「研修ガイド」作成に至る経過

1. 研究の全体構成

インクルーシブ教育システムを構築し、それを推進していくには、まずは、教員をはじめとして、教育に関わる人たちがインクルーシブ教育システムについて理解し、それぞれに必要なとされる専門性を確実に高めていくことが大切である。そして、組織及び地域として専門性を担保していく仕組みを整備することが必要である。

インクルーシブ教育システムに関する教職員の資質、能力としては、特別支援学校のみならず、幼・

小・中・高等学校等におけるすべての教職員が最低限身に付けていなければならない理念及び障害に対する基本的な知識・技能等や、職種・役割ごとに身に付けるべき専門的な知識・技能等があり、経験年次別研修や職務別研修を通して身に付けられるようにしていくことが大切である。

また、校内研修等での教職経験豊かな教員を中心とした教員間の学び合い、支え合いにより、学校内で専門的な知識・技能等を高め、受け継いでいくことも重要である。

このようなことから、平成23年度、平成24年度の2年間にわたり、「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関

*本研究では、「専門性」には「資質」と「能力」があり、「能力」の中に「知識」と「技能」があると捉え、文言の整理をした。

*「組織及び地域としての専門性担保の仕組み」とは、教員個々の専門性向上の追求だけでなく、学校組織として、また、教育委員会、大学をはじめとする関係機関や地域社会が一体となって教員を養成・支援し、専門性を担保していく仕組み作りを意味している。

*「教職員」は、教員をはじめとして支援員等を含めた学校関係者として捉え、「教員」の表記と使い分けている。

する研究」に取り組んだ。

本研究では、インクルーシブ教育システムの構築及び推進に向け、学校関係者に求められる専門性の内容を明らかにするとともに、研修カリキュラム立案のための方策やその具体例、加えて組織及び地域としての専門性の担保の仕組みについて検討した。

2. 研究の目的及び意義

本研究では、以下の2点について取りまとめ、関係機関に情報提供することを目的とした。

(1) 学校関係者に求められる専門性を明らかにし、各都道府県等教育センターが研修カリキュラムの企画立案をする際の参考となる情報を提供する。

提供する情報は、次の通りである。

- 学校関係者に求められる専門性
- 研修カリキュラム立案のための方策と具体例とし

ての「研修ガイド」について

(2) インクルーシブ教育システムを構築し、推進するための仕組み作りに関する情報を提供する。

提供する情報は、次の通りである。

- 組織及び地域としての専門性担保の仕組み

学校関係者に求められる専門性を明らかにし、研修カリキュラム立案のための方策やその具体例を提供することは、インクルーシブ教育システム構築に取り組む教育現場でのニーズに応えるものである。

また、インクルーシブ教育システムの構築へ向かう国の施策の方向性に対応し、その要となる人材育成及び専門性を担保するための仕組みについて検討することは、国の施策の基盤を支える一つであると考える。

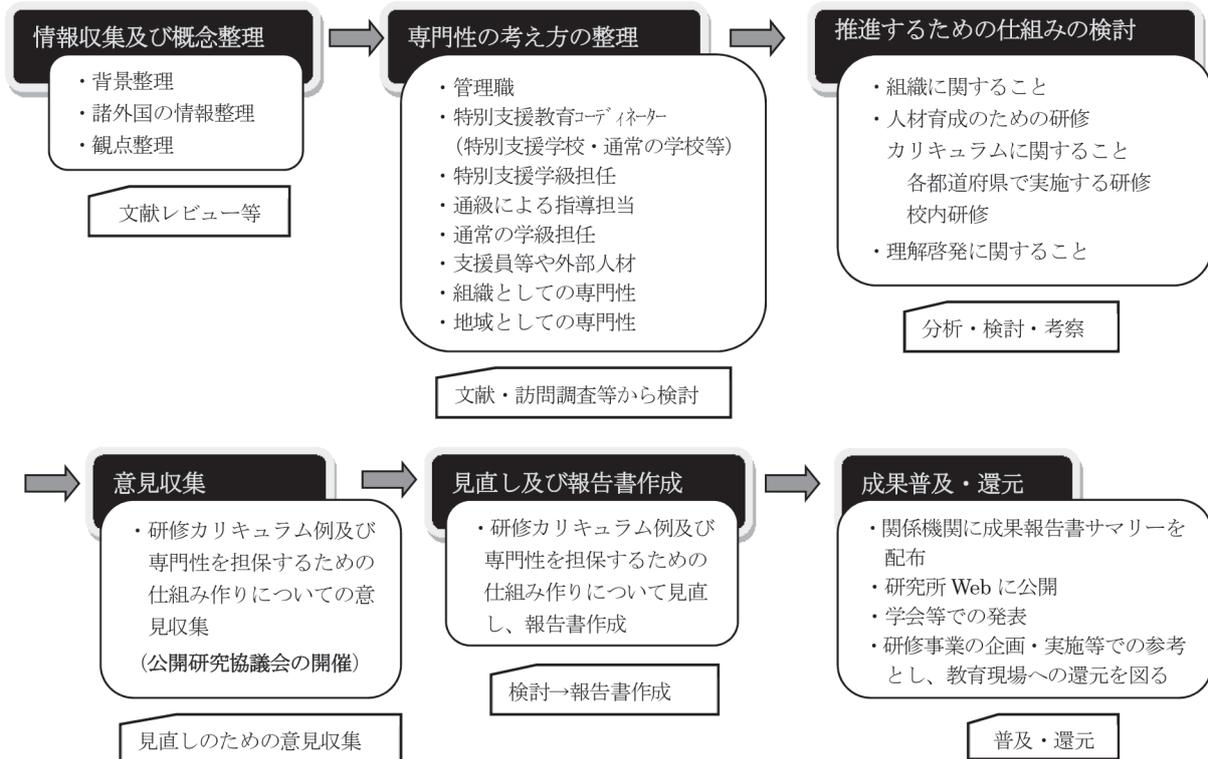


図1 研究計画及び方法の概要

* 「インクルーシブ教育システムの構築へ向かう国の施策」とは、障害者の権利に関する条約の批准に向けた国の様々な検討を指す。

障害者の権利に関する条約は、平成18年12月、第61回国連総会において採択され、平成20年5月に発効した。我が国は平成19年9月に同条約に署名し、現在批准に向けた検討を進めているところである。(平成25年12月現在)

3. 研究の方法

本研究2年間の計画及び方法の概要を図1に示す。

(1) 情報収集及び概念整理について

まず、我が国における障害のある子どもの教育について、特殊教育から特別支援教育へ転換した経緯やそこから生じた課題について、各種調査研究協力者会議の報告や文献等から整理し、とりわけ研修に関わる課題や特別支援教育推進のための必要な知識や技能についてまとめた。

次に、各都道府県市における特別支援教育に関する研修や専門性向上の取組について、各都道府県市の教育センター等のホームページや、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課主催の特別支援教育担当者会議での資料を基に、研修内容や研修対象等でカテゴリーに分類し、数値化して分析した。

また、諸外国の文献から、インクルーシブ教育システムにおいて必要とされる教員の専門性や研修内容について、重要と思われる事項や各文献で共通する事項を抽出した。

(2) 専門性の考え方の整理について

次に、学校関係者に求められる専門性について、各職種の役割や専門性について言及している答申や報告書等の文献から、職種ごとに整理した。ここで整理した学校関係者とは、管理職、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや通常の学校等の特別支援教育コーディネーター、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導を担当している教員、通常の学級担任、特別支援教育支援員である。

(3) 推進するための仕組みの検討

上記(1)、(2)を検討する中で、すべての教員に共通する基盤となる資質・能力について明確になってきた。そして、まずはすべての教員に求められる資質・能力を習得するための研修の方策例である「インクルーシブ教育システムの構築に向けた研修ガイド 多様な学びの場の教育の充実のために—特別支援教育の活用—」(試案)を取りまとめた(本稿Ⅱでその考え方等について述べる)。

また、組織及び地域としての専門性の担保の仕組みについて、既に取り組んでいる学校や地域を訪問し、どのような工夫が考えられるのか事例を挙げて検討した。

(4) 意見収集

各都道府県等教育委員会及び教育センター指導主事を対象とした公開研究協議会を開催し、上記(2)、(3)でまとめた「関係者に求められる専門性」、「研修カリキュラム立案のための方策とその具体例」、「組織及び地域としての専門性の担保の仕組み」について、意見収集を行った。

(5) 見直し及び報告書作成

(4)にて収集した意見を参考に、本研究の目的に照らし、更なる検討・考察を行い、研究成果としてまとめた。

Ⅱ. 研修カリキュラム立案のための方策とその具体例の検討

ここでは、上記Ⅰ.2.(1)で示した研修カリキュラム立案のための方策と具体例として作成した「研修ガイド」について述べる。

1. 多様な学びの場の教育

インクルーシブ教育システムは、障害のある子どもを含む多様な子どもたちが同じ場で学ぶことを追求しているが、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みが必要である。そこで、我が国においては、通常の学級のほか、障害の種類や程度によって、また、個々の子どものニーズに応じて、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、適応指導教室等の学びの場が校内外に用意されている。障害のある子どもの教育については、それぞれの学びの場の教育を充実させることが重要である。特に、通常の学級における指導・支援を充実させるためには、子どものニーズに応じて、こうした学びの場と連携をしたり、さまざまなりソース(関

係機関等の資源)を活用したりすることも大切である。

例えば、不登校の子どもには、保健室など在籍する学級とは異なる場所で指導・支援を行う「別室登校」や、適応指導教室を活用したりすることがある。自治体により異なるものの、海外から帰国した子ども、外国籍の子どもに対し、日本語教室が活用できる仕組みや、家庭環境が厳しい子どもの教育的ニーズに応じるための場や手立てが校内外に用意されていることもある。

また、通常の学級で学ぶ障害のある子どもの中には、通級による指導を受けるなど、特別支援教育の仕組みの中で、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けることがある。指導・支援の手立てとして、特別支援教育支援員や教育ボランティアを活用することなどもある。そして、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもの場合は、交流及び共同学習として通常の学級で学ぶことがある。

このように子どもたちは、一定の学びの場だけでなく、校内やそれぞれの地域のさまざまなリソースを活用しながら学んでいる。子どもたちが連続的で

一貫した指導・支援を受けるためには、担当者同士が密接な連携を図っていくことが大切である。

2. 専門性と研修の考え方

中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月)では、インクルーシブ教育システムの構築のための専門性の在り方について次のように説明している。

- インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。
- すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。
- 学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。

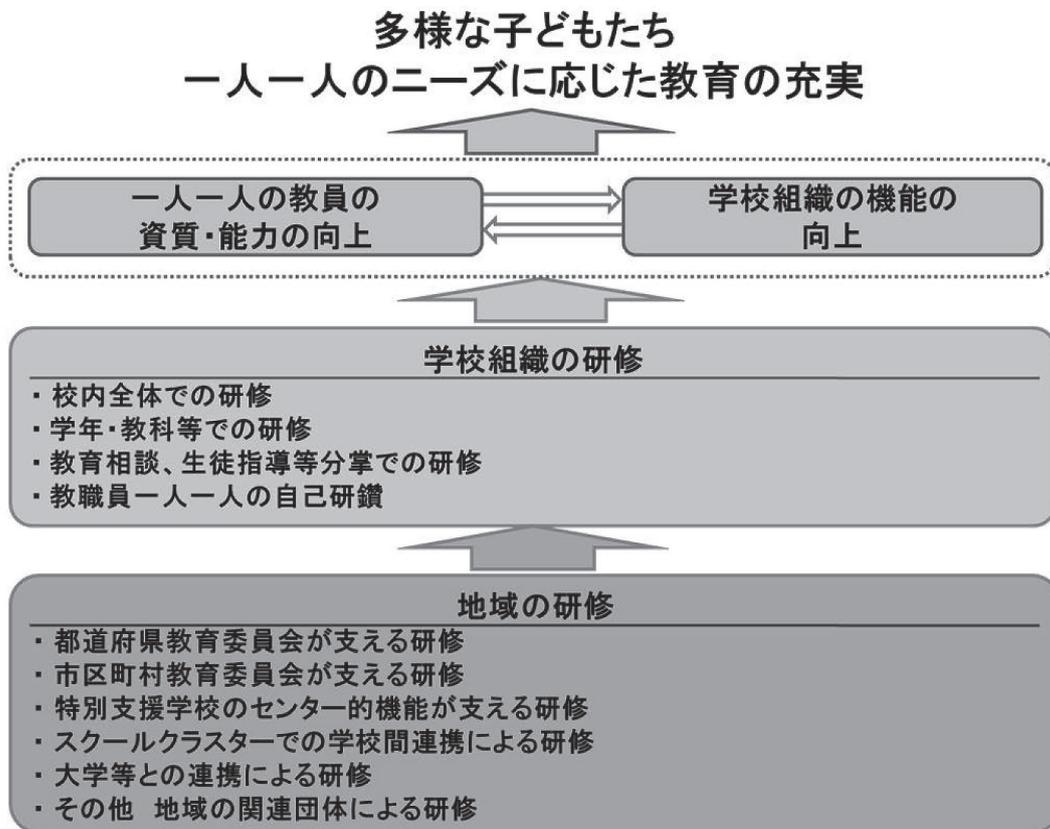


図2 研修の目的と構造

これらのことを踏まえ、研修の捉え方を整理したのが図2である。

研修を行う目的は、「多様な子どもたち一人一人のニーズに応じた教育の充実に資すること」である。そしてその研修は、一人一人の教員が問題意識を持ち自己研鑽をしていくことが基本となるが、同時に組織的に行われるものでもある。例えば、学級での教育課題は、学年、教科等で共通の課題として取り組むべきこともあるということから、学年会や教科会等での研修も考えられる。また、教育相談、生徒指導等の教育課題であれば校務分掌での研修も考えられる。そして、学校で共通して取り組むべき課題は、校内の全体研修として行うことになる。

さらに、教育委員会が主催する研修、学校間の連携による研修、地域の教育団体による研修、特別支援学校のセンター的機能を活用した研修、大学等との連携による研修等は、校内での研修を支えていく研修として位置付けることができる。

3. 「研修ガイド」の考え方と構成

多様な学びの場の教育機能を充実させるための研修が目指すものには、すべての教員に求められる資質・能力と、職種・役割に応じて身に付けるべき資質・能力の習得がある。

本研究では、職種・役割に応じた専門性について整理した上で、すべての教員に共通する基盤となる資質・能力とは何かについて検討してきた。そして、まずはすべての教員に求められる資質・能力を習得するための研修の方策例である「インクルーシブ教育システムの構築にむけた研修ガイド 多様な学びの場の教育の充実のために―特別支援教育の活用―」(試案)を取りまとめた。

(1) すべての教員に求められる専門性

インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援学校や特別支援学級等のみならず、通常の学級の教員も含め、求められる共通の専門性がある。このすべての教員に求められる専門性を検討するに当たっては、中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」(答申)(平成24年8月)をはじめとして、I. で述

べた国内外からの情報分析等によった。

それらの結果から、まずは、すべての教員に求められる専門性の基本を、教育の基本ともいえる「①集団形成(学級づくり)」、「②学習指導(授業づくり)」、「③生徒指導」であると捉えた。そして、インクルーシブ教育システム構築のためには、これら3つに次の要素を含めて考えることが必要である。

- (i) 特別支援教育に関する知識・技能の活用
- (ii) 教職員および関係者の連携・協働
- (iii) 共生社会の形成に関する意識

以下にその内容を示す。

(i) 特別支援教育に関する知識・技能の活用について

障害のある子ども等、多様な学びの場で子どもの状態に応じた教育を実践する場合、特別支援教育で取り組んできた一人一人のニーズに応じた指導・支援のノウハウを取り入れることは必須である。障害のある子どものための環境の整備と配慮に関する知識を持っていることは、多様な子どもたちの指導法を工夫する手がかりとなる。

(ii) 教職員および関係者の連携・協働について

インクルーシブ教育システム構築のためには、組織・チームで取り組むことが重要である。身に付けた知識や技能を自分の学級づくりや授業づくりに活かすだけでなく、校内外の関係者が連携・協働して指導や支援を行うことに結び付けることが大切である。そのため、インクルーシブ教育システム構築には、人とつながることを意識し、協力して取り組む力を付けることが求められる。

(iii) 共生社会の形成に関する意識について

インクルーシブ教育システム構築のためには、教員のみならず、すべての人が共生社会の形成について意識を持つことが求められる。

学校は多様な子どもたちが共に学ぶ場となっている。障害のある子ども、複雑な家庭環境に置かれた子ども等が共に学ぶ環境の中、相互に人格と個性を尊重し合い、多様性を認め合うことをまず教員が意識することが求められる。

すべての教員に求められる専門性は、上述の通り、教育の基本ともいえる「①集団形成(学級づくり)」、「②学習指導(授業づくり)」、「③生徒指導」

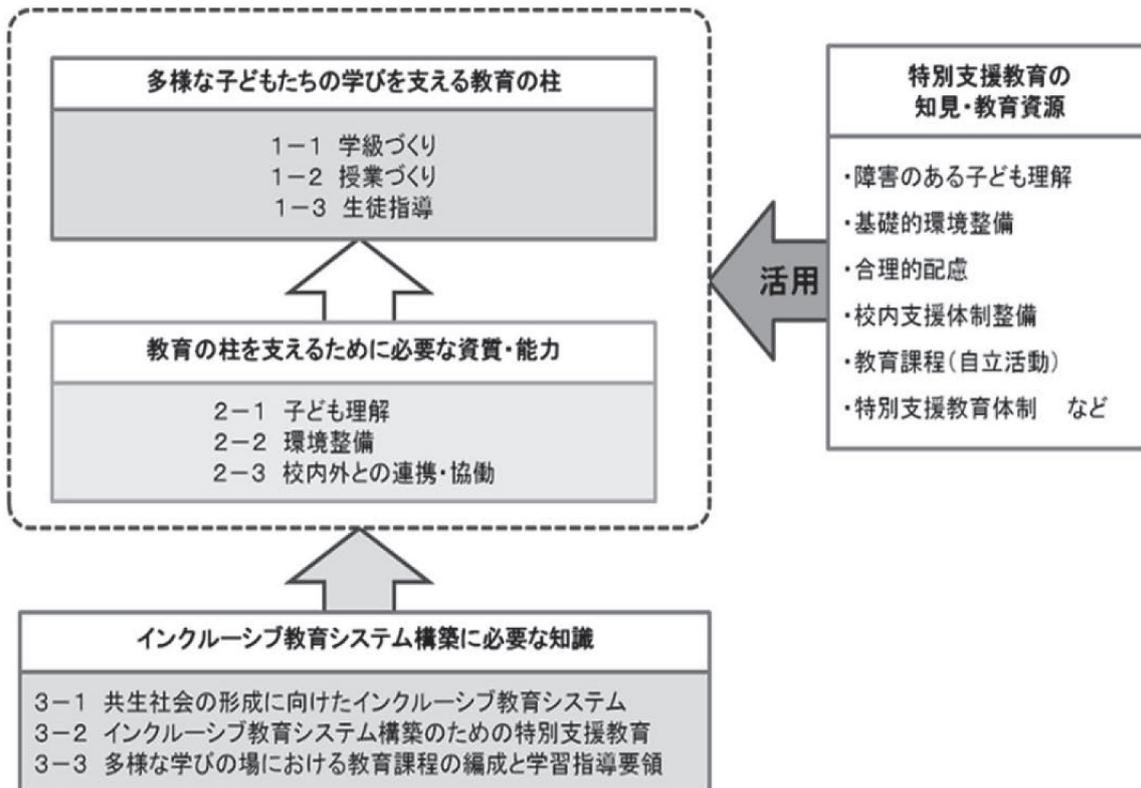


図3 すべての教員に求められる研修の内容と研修項目の関係

であり、これらが多様な子どもたちの学びを支える柱となる。そしてそれらの柱を支えるために必要な資質・能力として、(i) から (iii) であげた要素を含めて考えていく必要がある。

(2) 「研修ガイド」の考え方とその構成

多様な子どもたちの一人一人のニーズに応じた教育を実現するために必要な基礎的な資質・能力は、(1) で述べた通り、これまでに我が国の教育が大切にしてきた「①集団形成(学級づくり)」、「②学習指導(授業づくり)」、「③生徒指導」である。本研修ガイドでは、それらの事項を確認するとともに、特別支援教育が培ってきた教育の視点からその内容を示した。

なお、「研修ガイド」の研修内容や研修項目を検討するに当たっては、本稿Iで述べた通り、国内外からの情報の分析や訪問調査等によって得られた知見が根拠となっている。

図3にすべての教員に求められる研修の内容と研修項目の関係を示す。

まず、多様な子どもたちの学びを支える教育の柱として「1-1学級づくり」、「1-2授業づくり」、「1-3生徒指導」であると捉えた。そして、この3つの柱を支えるために必要な資質・能力として「2-1子ども理解」、「2-2環境整備」、「2-3校内外との連携・協働」とした。そして、これらの内容を考える上で、今まで特別支援教育が培ってきた知見や教育資源を活用していく。加えて「3-1共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム」、「3-2インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育」、「3-3多様な学びの場における教育課程の編成と学習指導要領」で示すインクルーシブ教育システム構築に必要な知識を押さえておくことも必要となる。

次に、本研修ガイドの目次を図4に示す。

本研修ガイドでは、まず研修の考え方や目的について解説したのち、研修の企画立案にあたって、「教育課題と研修ニーズの把握」から「研修計画の立案」、「研修の実施」、「研修の評価」までの一連の流れと研修ガイドの参照箇所について説明している

インクルーシブ教育システムの構築に向けた研修ガイド
 多様な学びの場の教育の充実のために
 —特別支援教育の活用— (試案)

<研修ガイドがめざすこと>

- ■ 多様な学びの場の教育 ■ ■
- ■ 多様な子どもたち一人一人のニーズに応じた教育の充実 ■ ■
 1. 専門性と研修の考え方
 2. 研修の内容
- ■ 研修の企画立案にあたって ■ ■
 1. 教育課題と研修ニーズの把握
 2. 研修計画の立案
 3. 研修の実施
 4. 研修の評価
- ■ 研修の企画・運営の実際 ■ ■
 1. 課題把握のチェックリスト
 2. 研修の観点
 3. 研修企画の参考資料 ～各研修項目の解説～
 4. 研修の企画例

図4 研修ガイド(試案)の目次

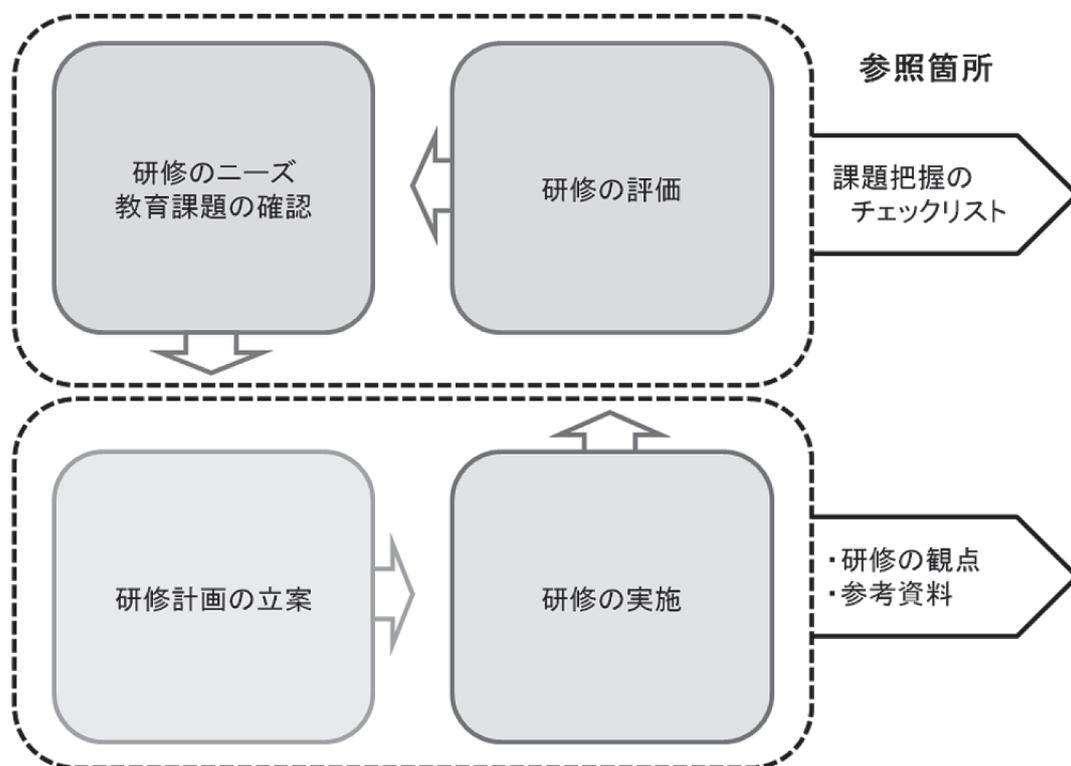


図5 研修のニーズ把握・計画・実施・評価の流れと参照箇所

(図5参照)。

また研修の企画・運営の実際においては、研修課題を把握する手がかりとなる「課題把握のチェックリスト」(表1参照)を示し、さらに前述の図3で示した研修項目との関係を明らかにした(表2参照)。

研修項目については、それぞれに具体的な「研修の観点」(表3参照)を加え、その概要を示した。これについては、「研修企画の参考資料～各研修項目の解説～」で関連資料の入手先等の情報を加えて、詳細に解説した。

また、具体的に研修企画例を挙げ、研修を企画する際のイメージを持ちやすくした。研修企画例では、「研修の目的」、「研修の対象と形態」、「研修の進め方(時間配分含む)」、「準備物」などを例示した。ここでは、具体例の項目のみ以下に挙げる。

◎都道府県教育センターや教育委員会が主催する研修の例

- 例1 インクルーシブ教育システムの理解を深めるための研修
- 例2 通常の学級における環境整備を充実させるための研修

◎各学校で実施する校内研修の例

- 例3 保護者との関係づくりに関する理解を深める研修
- 例4 校内外との連携・協働に関する資質・能力を高める研修

4. 「研修ガイド」の活用の仕方

本研修ガイドは、各地域、学校の状況に合わせて、それぞれがこのガイドの内容を組み合わせたリ、アレンジしたりして活用することを想定して作成した。

それぞれが研修を企画立案する際、どのような事項がポイントとなるのか、その資料はどこから入手できるのか等の情報が盛り込まれており、いわば「研修情報資料」として活用することができる。

Ⅲ. まとめと今後の課題

「研修ガイド」の作成にあたっては、本研究2年

目に各都道府県及び指定都市教育委員会や教育センターの指導主事を対象とした「公開研究協議会」を実施し、その中で本研修ガイドについて意見収集を行い、その意見を基に修正を加えた。

このように、本研究期間中、「研修ガイド」については、1回の意見収集とそれに基づく修正を行ったものの実証には至っていない。

また、前述した通り、本研修ガイドが「研修情報資料」であるならば、実際に活用した利用者からの意見や活用のアイデア等を反映できるような、さらには新たな情報等を随時加えることができるような発展的なものに作り上げていく方策を考へていく必要がある。

以上のことから、今後の課題としては、本研修ガイドの実証とその結果を基にした再検討、そして、新たな情報等を加えられる発展的な情報提供の方策を検討していくことが挙げられる。

*本稿は、「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」を基にまとめた。以下に本研究の組織を記載する。

<研究組織>

研究代表者

澤田 真弓(教育研修・事業部 総括研究員)

研究分担者

松村 勸由(教育研修・事業部 上席総括研究員 副代表)

伊藤 由美(教育研修・事業部 研究員 副代表)

笹森 洋樹(企画部 総括研究員 23年度研究協力者)

久保山茂樹(企画部 主任研究員)

横尾 俊(教育支援部 主任研究員)

大崎 博史(教育研修・事業部 主任研究員)

熊田 華恵(教育研修・事業部 主任研究員)

庄司美千代(教育研修・事業部 主任研究員 24年度より)

涌井 恵(教育情報部 主任研究員)

植木田 潤(教育支援部 研究員)

研究協力者

笹本 健(企画部 客員研究員 23年度分担者)

表1 課題把握のチェックリスト

チェック	課題意識の項目とその内容例
<input type="checkbox"/>	<p>みんなが仲良くできる学級づくりをしたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもたちが安心して学べる環境や関係づくりについて ・お互いの良さを認め合うような指導について ・みんなが守れるルールづくりについて ・学級への所属感や連帯感をもたせる必要性について ・学級内の教員と子ども、子ども同士の関係理解について ・カウンセリングマインドについて
<input type="checkbox"/>	<p>わかりやすい授業づくりをしたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子どもの学び方の違いについて ・子ども同士の協同的なやりとりを通じた学習について ・すべての子どもに分かりやすい話し方や教材の提示について ・すべての子どもに分かりやすい教材・教具について ・個別の指導計画・個別の教育支援計画について ・カウンセリングマインドについて ・学習指導要領について
<input type="checkbox"/>	<p>子どもをよく理解したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級内の教員と子ども、子ども同士の関係理解について ・子どもの特性理解について ・子どもの思いや願いの見取りについて ・個別の指導計画・個別の教育支援計画について ・多面的に子どもの実態を把握する方法について ・課題に対応するための子ども理解について ・カウンセリングマインドについて
<input type="checkbox"/>	<p>みんなが安心して過ごせる学級環境をつくりたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見通しが持てる指導・支援方法について ・効果的に学習できる教室づくりについて ・障害に配慮した環境づくりについて ・子どもに信頼される教員のあり方について
<input type="checkbox"/>	<p>保護者と連携・信頼関係を築きたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との信頼関係づくりについて ・子どもの共通理解について ・地域社会への働きかけについて
<input type="checkbox"/>	<p>校内外の連携による支援を充実させたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育・福祉・医療・労働等の関係機関について ・校内の連携・協働について ・連携の際の個人情報取り扱いについて
<input type="checkbox"/>	<p>インクルーシブ教育システムについて知りたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムを支える理念について ・障害のある子どもの教育の権利に関する宣言や条約について ・特別支援教育に関連する法律や中央教育審議会の答申及び報告について
<input type="checkbox"/>	<p>障害のある子どもへの配慮や支援について知りたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもへの理解や配慮について ・障害のある子どもの環境整備について ・障害のある子どもの支援体制について ・障害のある子どもの指導について ・共生社会を意識した教育について

表2 課題把握と研修項目の関係

教育の柱と柱を支える資質・技能 課題把握の項目	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3
	学級づくり	授業づくり	生徒指導	子ども理解	環境整備	校内外との連携・協働	法令と施策	特別支援教育	教育課程
みんなが仲良くできる学級づくりをしたい	○		○	○	○				
わかりやすい授業づくりをしたい		○		○					○
子どもをよく理解したい	○			○		○			
みんなが安心して過ごせる学級環境をつくりたい				○	○				
保護者と連携・信頼関係を築きたい						○			
校内外の連携による支援を充実させたい			○			○			
インクルーシブ教育システムについて知りたい							○		
障害のある子どもへの配慮や支援について知りたい		○			○	○	○	○	○

<引用参考文献>

Hammeken, P. (2008). インクルージョン：普通学級の特別支援教育マニュアル（重富真一ら，訳）. 同成社. (Hammeken, P. (2007). Inclusion, 450 Strategies for Success : A Practical Guide for All Educators Who Teach Students with Disabilities. Thousands Oak: Corwin Press.)

Janney, R. & Snell, M.E. (2011). 子どものソーシャルスキルとピアサポート—教師のためのインクルージョン・ガイドブック（高野久美子・涌井恵，監訳）. 金剛出版. (Janney, R. & Snell, M.E. (2006). Social Relationships and Peer Support. Paul H. Bookes Publishing Co., Baltimore, Maryland.)

国立特別支援教育総合研究所（2013）. 専門研究A「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」成果報告書.

McGrath, C. (2010). インクルーシブ教育の実践：すべての子どものニーズにこたえる学級づくり（川合紀宗，訳）. 学苑社. (McGrath, C. (2007). The Inclusion-Classroom Problem Solver: Structures and Supports to Serve All Learners.)

中央教育審議会（2012）. 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）.

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.

表3 研修ガイド（試案）の研修項目と研修の観点

	項 目		研修の観点
多様な子どもたちの学びを支える教育の柱	1-1	学級づくり	(1) 集団づくり・仲間づくり (2) ルールづくり
	1-2	授業づくり	(1) 教員の基本的な姿勢 (2) 子ども同士の協同的なやりとりを促す授業 (3) 「わかる」「できる」授業 (4) 障害のある子どもへの配慮 (5) 教員同士の協働による課題解決
	1-3	生徒指導	(1) 学習指導と生徒指導 (2) 集団への指導と個別の指導 (3) 児童生徒が個別に抱える課題と生徒指導 (4) 学校における生徒指導体制
教育の柱を支えるために必要な資質・能力	2-1	子ども理解	(1) 学びを支える関係性 (2) 実態把握 (3) 個別の指導計画と個別の教育支援計画 (4) カウンセリングマインド
	2-2	環境整備	(1) 子どもが安心して学べるための物理的な環境整備 (2) 子どもが安心して学べるための人とのかわりに関する環境整備
	2-3	校内外との連携・協働	(1) 校内教職員の連携・協働 (2) 保護者・地域社会との連携・協働 (3) 地域の教育・福祉・医療・労働等の関係機関との連携・協働
インクルーシブ教育システム構築に必要な知識	3-1	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム	(1) インクルーシブ教育システムに関する国際的な状況 (2) 国内の特別支援教育に関する施策 (3) 共生社会とインクルーシブ教育システム (4) 教育の見直しと改善
	3-2	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育	(1) 基礎的環境整備 (2) 合理的配慮
	3-3	多様な学びの場における教育課程の編成と学習指導要領	(1) 小学校、中学校学習指導要領について (2) 特別支援学校の学習指導要領について (3) 通級による指導の教育課程について (4) 特別支援学級の教育課程について (5) 不登校児童生徒の教育課程編成の特例について

* 「協同」と「協働」

三省堂国語辞典によると「協同」には、力を合わせて物事を行うこと、「協働」には、同じ目的のために協力して働くことという意味がある。共通した意味あいではあるが、ここでは、子ども以外に使用する場合は「協働」を使う。

Educational expertise under inclusive education systems and the development of training curricula

SAWADA Mayumi

(Department of Teacher Training and Collaborative Projects)

Between 2011 and 2012, we conducted research on the development of training curricula. As a result of this research, we published a document entitled, “A teacher’s training guide for inclusive education systems: Realizing education for diverse forms of learning, by utilizing the concept of special needs education” (a tentative proposal). This document is a collection of strategies. In this

paper, I have described methods of training, as well as specific objectives that are described in the “teacher training guide” mentioned above.

Key Words: Inclusive education system, Expertise, Teacher training, Special needs education, Teacher training guides